

# 認可保育所の指導監査について



YAMANASHI

山梨県 子育て支援局 子育て政策課  
保育施設・幼稚園担当



1	指導監査の目的	1
2	認可保育所の指導監査の根拠	2
3	一般的な指導監査の流れ	3
4	令和6年度指導監査実施方針重点事項	4
5	主な指摘事項	11
6	令和6年度の主な基準等改正事項	21
7	子どもの人権に配慮した保育について	22
8	安全確保について	32

# 1 指導監査の目的

児童福祉法等をはじめ労働基準法、消防法などの法令に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって県における社会福祉のより一層の増進に寄与する。

## 2 認可保育所の指導監査の根拠

- ◆ 児童福祉法第46条
- ◆ 山梨県保育所・保育所型認定こども園指導監査実施要綱
- ◆ 令和6年度指導監査実施方針及び重要事項

→ 山梨県ホームページ参照

# 3 一般的な指導監査の流れ

① 監査対象施設に対し、実施通知を送付



② 指導監査調査書の提出(全施設)



③ 実地又は書面監査の実施



④ 監査結果通知の送付

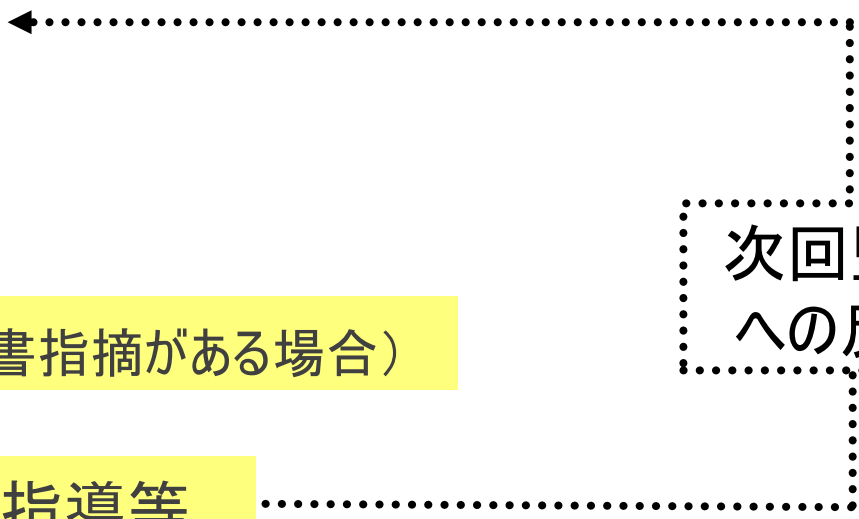


⑤ 改善状況報告書の提出(文書指摘がある場合)



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導等

次回監査  
への反映



このほか、著しい不適正、重大な不正、改善の遅延等、大きな問題があった場合などは、臨時対応(特別指導監査)を実施

## 4 令和6年度指導監査実施方針 一般指導監査の重点事項（管理関係）

### 1 職員の確保及び資質の向上

- ア 良質なサービスを提供するため、職員の確保及び定着化について、労働環境の整備等に積極的に取り組むよう指導します。
- 特に、職員の年休取得や繰越が、関係法令等に基づき行われているか確認します。
- イ 職員の資質向上対策として計画的な内部研修の実施及び各種研修会への参加機会の確保等、積極的な取組みが図られるよう指導します。
- 特に、研修や訓練を実施したことがわかる書類を保存しているか確認します。

# 一般指導監査の重点事項（管理関係）



## 2 災害への備え

- ア 施設において火災が発生した場合、甚大な被害につながるおそれがあることから、業者による消防設備点検結果報告書等により改善箇所がある場合は速やかに改善するよう指導します。
- イ 避難訓練等については、法令等で定められた回数を実施されるよう指導します。
- ウ 非常災害時に備えて、非常災害に関する具体的な計画の作成や、食料、飲料水等が必要量保存されるよう指導します。

# 一般指導監査の重点事項（経理関係）

## 1 適切な会計処理の確保

施設で定めた規程に基づく適切な会計処理を行うよう指導します。

施設の公益性に鑑み、内部牽制組織の確立、適正な契約手続きの指導を行うとともに、事業の目的外支出の有無、利用者負担金等の簿外処理の有無について確認します。

特に、寄付金品受入事務や契約事務について、経理規程に基づく事務処理が行われているか確認します。



# 一般指導監査の重点事項（処遇関係）



## 1 児童の尊厳の保持を基本とした施設運営

施設の運営に当たっては、保育所保育指針に沿った適切な運営がされているか、指導します。

特に、不適切な保育や虐待など、利用者の尊厳が損なわれていないか確認します。

# 一般指導監査の重点事項（処遇関係）

## 2 環境及び衛生管理並びに安全管理

- ・施設内感染症対策の充実

集団生活を営む社会福祉施設では、感染症（ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、結核、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、レジオネラ症、腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）が発生した場合の影響は極めて大きいいため、感染症対策マニュアルを作成し、定期的な職員研修によりその防止対策を十分とるよう指導します。

特に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組み（指針の作成、対策委員会の定期的な開催、訓練・研修の実施等）が行われているか確認します。

# 一般指導監査の重点事項（処遇関係）



## 2 環境及び衛生管理並びに安全管理

### ・ 児童の安全確保

ア 施設内の日常の事故防止について、予防対策の確立、事故対応手順の徹底が図られているか確認します。

イ 児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定が義務づけられたので、計画の策定や周知及び計画に基づく研修や訓練の実施状況について確認します。

特に、安全計画やバス乗降時のマニュアル等が策定されているか確認します。

# 一般指導監査の重点事項（処遇関係）

## 3 苦情への適切な対応

福祉サービスに関する苦情については、利用者本位のサービスの提供のため、苦情解決の仕組み及び複数名の第三者委員の氏名・連絡先等が周知され、また、利用者等からの苦情（意見・要望を含む）に対して迅速・的確に対応し、苦情の内容及び解決結果が定期的に公表されるなど、苦情解決体制の適正な実施が図られるよう指導します。

## 4 保護者への支援

保護者との相互理解を図るとともに、保護者の状況に配慮した特別の支援や不適切な養育等が疑われる家庭への支援が行われるよう指導します。

## 5 主な指摘事項

- ◆法令で定められた日数の年休を取得させていない。
- ◆職員の健康診断で未受診者がいる。
- ◆安全計画を策定していない。
- ◆バスの乗降時におけるマニュアル等を策定していない。
- ◆苦情への対応策が不十分である。

# 苦情の解決の仕組みの整備



- ◆ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第20条  
児童福祉施設は、入所者またはその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、**窓口の設置その他の必要な措置**を講じなければならない。
- ◆ 保育所保育指針第1章第1(5)ウ  
保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、**保護者の苦情などに対し、その解決を図る**よう努めなければならない。
- ◆ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知)

# 苦情の解決のための体制



## (1) 苦情解決責任者

## (2) 苦情受付担当者

- ◆ 苦情の受付、苦情内容・利用者の意向等の確認と記録
- ◆ 苦情・改善状況等の苦情解決責任者・第三者委員への報告

## (3) 第三者委員

苦情解決に**社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進**するために設置

※苦情解決を円滑・円満に図ることができる者、世間から信頼性を有する者であること。

- ◆ 事業者からの苦情内容の報告聴取、苦情申立人への通知
- ◆ 利用者からの苦情の直接受付
- ◆ 苦情申立人や事業者への助言、話し合いへの立ち会い・助言
- ◆ 改善状況等の報告聴取
- ◆ 日常的な状況把握と意見聴取

# 苦情解決の手段



## (1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名・連絡先、苦情解決の仕組みについて周知

## (2) 苦情の受付

第三者委員も直接苦情を受け付けることができるようにする。

## (3) 苦情受付の報告・確認

受け付けた苦情は、原則すべて苦情解決責任者・第三者委員に報告

## (4) 苦情解決に向けての話し合い

## (5) 苦情解決の記録、報告

## (6) 解決結果の公表

事業報告書や広報誌等で実績を公表（個人情報に関するものを除く。）



# 育児・介護休業法

## (令和4年10月1日、令和5年4月1日施行)



- ◆ 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ◆ 育児休業の部分取得
- ◆ 育児休業取得状況の公表の義務化

### 【平成29年1月1日施行】主な改正内容

- ・ 介護休業の分割取得
- ・ 介護休暇の取得単位の柔軟化（1日→半日）
- ・ 介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ・ 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）
- ・ 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- ・ 子の看護休暇の取得単位の柔軟化（1日→半日）
- ・ 育児休業等の対象となる子の範囲
- ・ パタハラ・マタハラなどの防止措置の新設

### 【平成29年10月1日施行】主な改正内容

- ・ 育児休業期間の延長（最長2歳まで）
- ・ 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設
- ・ 育児目的休暇制度の努力義務の設立

### 【令和3年1月1日施行】主な改正内容

- ・ 介護休暇の取得単位の柔軟化（半日→時間単位）
- ・ 子の看護休暇の取得単位の柔軟化（半日→時間単位）

### 【令和4年4月1日施行】主な改正内容

- ・ 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ・ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

### 【令和5年4月1日施行】主な改正内容

- ・ （大企業対象）育児休業取得状況の公表の義務化

# 労働基準法



- ◆ 年次有給休暇の確実な取得（平成31年4月1日施行）
  - ・年休が10日以上付与される職員が対象
  - ・時季指定等、職員に年5日の年休を取得させることを使用者に義務づけ
  - ・年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存
  - ・「使用者による時季指定」を行う場合、就業規則への規定が必要
- ◆ 時間外労働の上限規制（平成31年4月1日施行）  
（中小企業（※）は令和2年4月1日施行）
  - ・原則として残業時間の上限は月45時間・年360時間
  - ・施行日以降を始期とする36協定は、届出様式変更

※資本金の額又は出資の総額5000万円以下、もしくは常時使用する従業員の数100人以下（保育等の福祉事業）

# 職員の健康診断



- ◆ 常時使用する労働者 (※) に対し、雇入時健康診断と、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施しなければならない。  
※ 契約期間1年以上(更新により1年以上雇用している場合を含む)で、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の職員
- ◆ 雇入時健康診断は、採用予定日の3ヶ月以内に受診した健康診断で代替可能。ただし、検診項目の省略はできないので注意が必要

# 児童の安全確保のための計画策定等の義務化



○令和5年4月1日より

保育所を利用する児童の安全を確認するための取組を計画的に実施するための計画の策定義務化(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第6条の3)

⇒「保育安全計画例」、「令和4年12月15日厚生労働省こども家庭局保育課通知」などを参考に必要事項等について年間スケジュールを定め、定期的に見直しを行う。

<例>

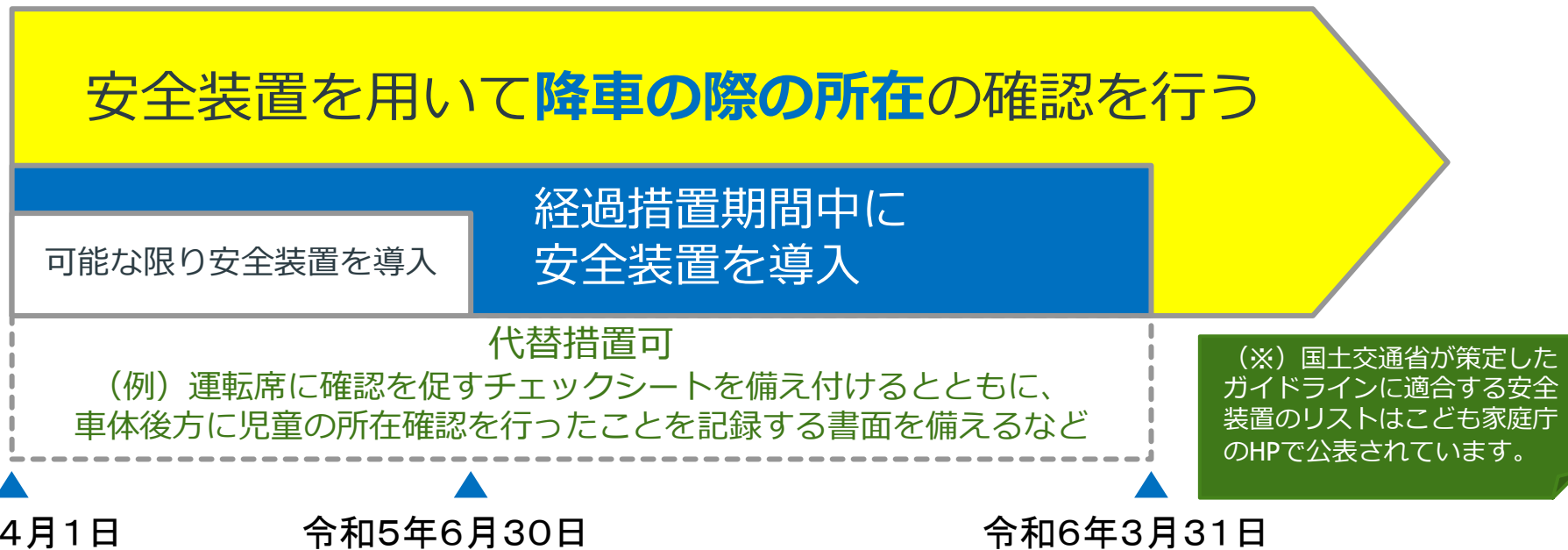
- ・施設の設備等の安全点検
- ・園外活動等を含む活動、取組等における職員や保護者への安全指導
- ・職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組

# 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と 安全装置の装備の義務付け

○令和5年4月1日

- ①乗降車の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認することを義務付け
- ②送迎用の自動車への安全装置※の装備及び当該装置を用いて、乗降時の①の所在確認

※国土交通省ガイドラインに適合



※送迎バス（乗車定員が11人以上）等を運行している場合  
道路交通法施行規則  
（安全運転管理者の業務の拡充）



【令和4年4月1日施行】

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びを確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

【令和5年12月1日から義務化】

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。

# 6 令和6年度の主な基準等改正事項



## 職員の配置に関する基準の改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正を受け、3歳児と4・5歳児の職員配置基準を改正する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする措置期間を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳時	30:1	25:1
3歳児	20:1	15:1

※ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第46条

※ 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第3条

※ 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第5条

# 7 子どもの人権に配慮した保育①

## (保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5)保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3)保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
  - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1)保育所職員に求められる専門性)



# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



- ◆ 近年、全国各地の保育所において、園児に対する虐待等の事案が相次いでいる。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

- ◆ 令和4年12月、国が保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査を実施

- ◆ 調査の結果

- 「不適切な保育」の捉え方や
- 保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた



調査結果を踏まえ

- ◆ 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを策定
  - 今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」や「虐待等」の考え方を明確化
  - 虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所や各自治体に求められる事項を整理

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 保育所等における「虐待」とは

保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為

- ① **身体的虐待**: 保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **性的虐待**: 保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもにわいせつな行為をさせること。
- ③ **ネグレクト**: 保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ **心理的虐待**: 保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

上記①～④の行為のほか、「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を

含め「**虐待等**」と定義。

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 虐待の具体例1

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為</li><li>➤ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など</li></ul>

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン  
(令和5年5月 こども家庭庁)

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 虐待の具体例2

行為類型	具体例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 下着のままで放置する</li><li>➤ 必要のない場面で裸や下着の状態にする</li><li>➤ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)</li><li>➤ 性器を見せる</li><li>➤ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)</li><li>➤ こどもへの性行、性的暴力、性的行為の強要・教唆を行う</li><li>➤ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど</li></ul>

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

《児童を性的被害から守るために》

園内に、死角となるような場所がないか、リスクのある場面はどのような時かなどを把握し、それぞれの場所や場面に応じた職員間のルールを決めることが大切です。

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 虐待の具体例3

行為類型	具体例
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。(例: 体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する)</li><li>➤ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)</li><li>➤ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする</li><li>➤ 泣き続けるこどもに長時間関わらずに放置する</li><li>➤ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う</li><li>➤ 適切な食事を与えない</li><li>➤ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す</li><li>➤ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li><li>➤ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する</li><li>➤ その他職務上の義務を著しく怠ること など</li></ul>

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン  
(令和5年5月 こども家庭庁)

# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 虐待の具体例4

行為類型	具体例
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ ことばや態度による脅かし、脅迫を行う</li><li>➤ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする</li><li>➤ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする</li><li>➤ こどもの心を傷つけることを繰り返し言う(例:日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮辱的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど)</li><li>➤ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う(例:食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど)</li><li>➤ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う</li><li>➤ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など</li></ul>

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン  
(令和5年5月 こども家庭庁)



# 子どもの人権に配慮した保育② 虐待等の防止



## 「不適切な保育」とは

これまでの位置付けを見直し、

「不適切な保育」=「虐待等と疑われる事案」と捉え直す



このため

「不適切な保育」には「虐待等」が含まれ得る。  
すなわち、「不適切な保育」自体が未然防止や改善を要するもの  
であるとして、対策を講じていく必要がある。

(また、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは別に)

こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかわりができているか  
(=よりよい保育に向けた日々の保育実践の振り返り等)取組についても、  
各保育所や自治体において取り組まれるべきものと明記。

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン  
(令和5年5月 こども家庭庁)



# 家庭における虐待の早期発見

## ◆ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条：児童福祉施設の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

## ◆ 保育所保育指針

第3章1(1)ウ：子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市区町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

次のようなことに気付いたら、市町村・児童相談所へ連絡してください。

- ① 不自然な外傷(あざ・打撲・やけど等)がある。
- ② 衣服や身体が極端に不潔である。 ③ 食事に異常な執着を示す。
- ④ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる。(低身長・低体重) 等

## 8 安全確保について

# 乳幼児突然死症候群の予防①

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
  - 1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子どもの安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
  - 家庭での子どもの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
  - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

# 乳幼児突然死症候群の予防②



- ◆ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する
  - 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
  - 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
  - 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
  - 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
  - チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
  - 乳幼児の体に触れて確認する。

# 乳幼児突然死症候群の予防③

## 及び睡眠中の事故防止

### ◆ その他の睡眠中の事故

- 睡眠中に児童が死亡する要因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などのその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

#### 【窒息リスク除去方法】

- ① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ② ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ③ 口の中に異物がないか確認する。
- ④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ⑤ 児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

# 児童の状況に応じた食事の提供①



YAMANASHI

- ◆ 適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。
  - 献立表には、給与栄養量、素材等を記入する。
  - 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
  - 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
  - 食物アレルギー、障害のある子ども等については、一人一人の子ども心身の状況に応じた献立を作成する。
- ◆ 児童の状況に応じて配慮すること。
  - かかりつけ医 嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する(生活管理指導表等に基づく対応が必須)。
  - アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

# 児童の状況に応じた食事の提供②



YAMANASHI

## ◆ 人的エラーを減らす方法の例（食物アレルギー対応）

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
  - 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。

# 児童の状況に応じた食事の提供③



YAMANASHI

- ◆ **島根県松江市の死亡事例：令和2年2月（認定こども園）**  
4歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡
- ◆ **大阪府大阪市の死亡事例：令和2年2月（認定保育所）**  
1歳児が、給食中にりんご等を喉に詰まらせて死亡
- ◆ **東京都八王子市の死亡事例：令和2年9月（認定こども園）**  
4歳児が、給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡
- ◆ **北海道芽室町の事故事例：令和3年6月（認定保育所）**  
1歳児が、給食中にパンを喉に詰まらせて心肺停止
- ◆ **愛知県の死亡事例：令和3年6月（認可外保育施設）**  
1歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡
- ◆ **東京都多摩地域の死亡事例：令和4年11月（認可外保育施設）**  
1歳児が、給食中にりんごを喉に詰まらせて死亡
- ◆ **愛媛県新居浜市の事故事例：令和5年5月（認可保育所）**  
0歳児が、離乳食喫食中に刻んだりんごを喉に詰まらせて心肺停止



# 児童の状況に応じた食事の提供⑤



YAMANASHI

## ◆ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
  - ・プチトマトは四分割にカットする
  - ・りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱する など調理方法を工夫する。
- 子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。



# プール・水遊び



## ◆ 事故防止対策を徹底して行う。

- 監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

## 平成29年8月 さいたま市(認可保育所)

4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

出典:平成30年5月「特定教育・保育施設等重大事故検証報告書(平成29年8月緑区私立認可保育所)」(さいたま市社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会)

## ◆ 衛生管理を徹底して行う。

- 塩素消毒を行う。排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。

こども家庭庁(平成30年3月(令和5年5月一部改訂))「保育所における感染症対策ガイドライン」

## 園外保育等②

- ◆ 複数の保育従事職員が、役割分担を決めて対応しているか。
- ◆ 職員間の情報共有がされているか。
  - 子どもの増減を職員間で共有しているか。
- ◆ 園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
- ◆ 場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等しているか。
  - 園外活動時等の職員体制とその役割分担等を検討し、必要な対策を実施

【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)



# 自動車を運行するとき

- ◆ 園外活動等で自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。
- ◆ 送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき、ブザー等の安全装置を備え、これを用いて降車時に児童の所在確認をしているか。  
(経過措置期間:令和6年3月31日まで)
- ◆ 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、バス送迎を行うかどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認や職員間での情報共有を徹底しているか。

【参考】「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第6条の4」

「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」(令和4年11月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

置き去り等の事故を防ぐため、  
散歩時・バス送迎時等の確認漏れがないようお願いします。

# 保育の環境設定



## ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

# 指導監査の意義



YAMANASHI

- ☆子どものため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント